

小樽運河倉庫群ライトアップLED更新業務仕様書

令和7年4月

小樽市産業港湾部観光振興室

1 委託業務名

小樽運河倉庫群ライトアップLED更新業務

2 業務目的

現在、小樽運河倉庫群のライトアップのため、ハロゲン灯により倉庫群を照射しているが、ランニングコスト抑制のためLED投光器に更新する。単純にハロゲン灯をLEDに更新するもので

はなく、凹凸のある運河倉庫群を活かしたライトアップのデザイン及び演出が求められ、必要な専門知識や優れた企画内容が重要であるもの。

当市の重要な観光資源の磨き上げをすることにより、夜の観光コンテンツの魅力を向上させ、観光客の滞在時間の延長を推進し、小樽観光の課題解決につなげることを目的とする。

3 ライトアップする施設の概要

大正12年に完成した小樽運河は、戦後、港の埠頭岸壁の整備により、運河としての役目を終えたが、昭和61年に埋立てを巡る論争の末、一部を埋立て、幅の半分が道路となり、散策路や街園が整備された現在の姿となった。

運河全長は1140mであり、浅草橋から中央橋にかけてのおよそ260mにおいて、散策路側から対

岸の倉庫群に向け、およそ30灯の投光器によりライトアップを行っている。ライトの点滅はソーラータイムスイッチにより行っている。

※既存ハロゲン灯によるライトアップの平面図等は別添のとおりです。

4 業務履行期間

契約締結日から令和7年11月21日（金）まで

※更新時既存ライトアップが停止する場合は、令和7年10月中旬～11月21日の間で更新すること。

5 提案内容

(1) ライトアップに関する提案

①建物の形状及び外壁のテクスチャーを生かすこと。

②周辺の建物との夜間景観として調和をさせる中で新たな夜間景観を演出すること。

※事業費の範囲内であれば、既存配線の配置や、投光器の設置場所、投光器の大きさやその数等を変更する提案でも問題ありません。

(2) 省エネルギーに関する提案

①照明器具の選定には省エネに配慮すること。

②年間点灯時間に無駄な照明時間が発生させないよう工夫すること。

(3) 維持・管理に関する提案

- ①設置場所は風が強く海に隣接していることから、劣化の低減に配慮した耐久性のある材料の使用、日常点検や修繕の容易性、維持管理コスト低減の工夫といった、構造物の維持管理等の方策について、具体的な維持管理コストも併せて提案すること。
- ②必要に応じて分電盤や子メーターを設置するとともに、照明の入り切りはタイマーを使うなど簡単にできること。また、光の演出のための切り替え等の操作が容易に行えるなど、担当者の負担軽減に資する提案とすること。

6 成果品等の提出

受託者は委託業務完了後、速やかに実施報告書を提出するものとし、同報告書には次のものを添付又は記載すること。

- (1) 電気設備設計図書（幹線図、分電盤図、照明配灯図、制御盤図、照明取り付け金物図）
- (2) 電圧降下計算書その他計算書
- (3) 設計監理業務記録及び現場監理業務記録
- (4) 竣工図・写真等
- (5) その他、市が必要と認める書類

7 権利関係

- (1) 受託者は他者の所有権や著作権を侵害しないこと。
- (2) 受託者は委託業務によって設置した構造物にかかる一切の著作権（著作権法27条、28条に規定する権利を含む）を小樽市へ譲渡するとともに、小樽市及び第三者に対し、著作人人格権を行使しないこと。
- (3) 本業務の中で使用する画像、技術等において、既に第三者が著作権、所有権等を有する場合、必要な全ての権利処理は受託者において行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (4) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

8 その他

- (1) 業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
- (2) 業務全体を統括する管理者を選任し、本市と密に連携が取れる体制とすること。
- (3) 業務に変更が生じた場合、小樽市と協議の上、業務実施上必要があると認められる場合には、変更契約を締結するものとする。
- (4) 受託者は、成果品内容及び業務上知り得た内容を、小樽市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、本業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ小樽市の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。
- (6) 受託者は、本業務の完了時に小樽市の実施する完了検査を受けるものとし、検査合格をもって本業務の完了とする。
- (7) 電気関連工事の設計・施工に際しては適正な技術者のもとに行うこと。

- (8) 設置に際して必要となる許認可等について調査を実施し、申請事務を行うとともに、本市が申請主体となるものについては、申請に必要な基礎資料の作成を行うこと。
- (9) 本業務の成果品に対する契約不適合の取り扱いについては、受託者の契約不適合責任期間を契約満了後から1年とし、不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。